

いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について

いわゆる「ごみ屋敷」対策については、平成 27 年 9 月に健康福祉局・資源循環局・区役所を中心に構成する全庁的なプロジェクトを立ち上げ、問題の解決に向けた検討を進めてきました。このたび、プロジェクトにおいて、対策を進めるに当たって必要な条例案の主な考え方をまとめましたので、ご報告いたします。

1 条例案の主な考え方

(1) 名称（仮称）

横浜市建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

(2) 目的

住居その他の建築物及び敷地における物の堆積等により生じた不良な生活環境が居住者及び周辺住民に様々な影響を及ぼしていることから、その解消、発生防止等を図るための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とします。

(3) 対象

物の堆積等により、悪臭を発散し、害虫等を発生させ、又は火災等の危険を生じさせるなど、不良な生活環境をもたらしている建築物及び敷地、並びにその堆積者とします。

(4) 基本方針

不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとします。

- ア 不良な生活環境の解消は、発生させた堆積者が行うことを基本とする。
- イ 地域社会における孤立その他の生活上の諸課題が背景にあることを踏まえ、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行う。
- ウ 堆積者が不良な生活環境の解消を自ら行うことが困難な場合には、本市、地域住民、関係機関、その他の関係者が協力して解消に努める。また、地域住民等の協力を得ながら、不良な生活環境の発生の防止に努める。
- エ 本市が不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、堆積者への支援を基本とし、支援による解決が難しい場合には、措置を適切に組み合わせる。

(5) 責務

基本方針に基づき、本市及び市民の責務を定めます。

ア 本市の責務

地域住民、関係機関、その他関係者と協働して、市内の建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の解消に努めるとともに、そのために必要な施策を総合的に推進する。

イ 市民の責務

居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう、努めなければならない。

(6) 支援

基本方針に基づき、堆積者に寄り添った支援等を行います。

- ア 本市は、建築物等における物の堆積に起因する不良な生活環境の解消に関し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
- イ 本市は、地域住民、関係機関、その他の関係者と協力して、不良な生活環境の解消を自ら行うことができない堆積者に対し、堆積物の撤去等の支援を行う。
- ウ 撤去等の支援に際し必要となる費用は、堆積者が負担することとするが、経済的、身体的・精神的事由、その他必要と認められる場合は減免する。

(7) 措置

公共の福祉を確保する観点から、必要な措置を講じることができることとします。

調査等 (※注1)	市長は、堆積者等及び官公署に対し、必要な調査をし、又は報告を求めることができる。また、職員に、当該建築物等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問をさせることができる。
指導	市長は、書面により、堆積者等に必要な指導を行うことができる。
勧告	市長は、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消しないときは、期限を定めて、堆積者等に必要な措置をとることを勧告することができる。
命令	市長は、勧告を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消せず、不良な状態が著しいと認めるときは、期限を定めて、堆積者等に措置を命じることができる。
代執行 (※注2)	市長は、命令が履行されず、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法の定めるところにより、必要な措置を自ら行うことができる。
審議会	市長は、命令又は代執行を行おうとするときは、事前に審議会の意見を聴かなければならない。

※注1 いわゆる立入調査については、住居不可侵の原則から、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできない点に留意が必要。

※注2 行政代執行法において、代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされている。

2 スケジュール

平成28年 2月	常任委員会への報告（条例案についての考え方）
4～5月	パブリックコメントの実施
5～6月	常任委員会への報告（パブリックコメントの実施結果等）
9月	条例案提出